CCM-02-A 様式5-1

評価の公平性及び独立性チェックリスト (評価機関)

評価機関は、公正でなければならない。当該評価機関は、評価の対象がIT製品又はシステム (以下「IT製品等」という。) の場合にはその開発部門等から、PP又はSTの場合にはその作成部門等から技術的判断に影響し得る不当な営利的、財政的その他の圧力を受けてはならず、かつ、それを実証しなければならない。また、評価機関は、当該評価機関が行う評価作業に関する判断の独立性及び誠実性に対する信用を傷つけるおそれのある活動に従事してはならない。

上記詳細については、ISO/IEC 17025 4.1項を参照されたい。

本チェックリストは、このような評価作業の公平性、判断の独立性及び誠実性を確保するために、評価機関が次の事項に関して問題を有していないことを確認するためのものである。評価機関は、すべての確認事項及び要求事項の確認結果に事実を記載し、評価作業実施計画書に添付する。

・ 本確認事項及び要求事項の一部は、評価の対象がPPである場合にも適用する。この場合において、｢IT製品等の開発部門｣は、PPの作成部門も含まれる。

・ 本確認事項及び要求事項は、IT製品等の開発部門と申請部門が異なる場合にも適用する。この場合において、｢IT製品等の開発部門｣とあるのは、｢IT製品等の開発部門及び申請部門｣と読み替える。

本チェックリストが対象とするTOEや関連機関は以下のとおり  
(該当箇所については「認証申請書」(CCM-02-A 様式1) の内容を転記すること)。

|  |  |
| --- | --- |
| TOE又はPPの名称及びバージョン |  |
|
| 評価機関の名称 |  |
|  |  |
| 認証申請者の名称 |  |
|  |  |
| 開発者の名称 |  |
|  |  |

「認証申請書」(CCM-02-A 様式1) に記載されている評価機関の責任者は、所属する  
評価機関の公平性及び独立性を本チェックリストにて証明し、内容に関し責任を負う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価機関の  責任者名 | 記名押印又は署名 | 作成日 |
|  |

１．評価機関と、IT製品等の開発部門との関係

該当する確認結果にチェックを入れる。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項及び要求事項 | 確認結果 |
| 【確認事項】  評価機関が属する法人と、IT製品等の開発部門が属する法人とは同一ではないこと※1。 | □ 同一法人でない。 |

※1 評価機関が属する法人が開発した製品の評価は原則できません。このような場合には、評価の公平性及び独立性を実証できる客観的資料とともに申請に先立って認証機関に相談してください。

２．評価活動と、IT製品等の開発部門との関係及び影響

該当する確認結果にチェックを入れ、該当する確認事項については「事実関係に係る要求事項」の確認結果を詳細に記述する。なお、公平性及び独立性の実証については、ISO/IEC 17025 により、それらを満たす方針や手順の存在と実施証拠の提供が前提となる。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項及び要求事項 | 確認結果 |
| 【確認事項】  評価機関は、IT製品等の開発部門及び開発部門の属する法人※2の事業活動に関して、いかなる責任又は義務を有していないこと。 | □ 有していない。  □ 有している。 (以下に記載) |
| 【事実関係に係る要求事項】  (上記責任又は義務を有している場合)  評価の対象となるIT製品等の開発部門及び開発部門の属する法人の事業活動に係る評価機関の責任又は義務が、評価機関の評価に対していかなる影響もあたえない公平性及び独立性を実証できること。 |  |
| 【確認事項】  評価機関は、IT製品等の開発部門及び開発部門の属する法人との間で、財政上の関係を一切持たないこと。 | □ 関係を持っていない。  □ 関係を持っている。 (以下に記載) |
| 【事実関係に係る要求事項】  (上記関係を持っている場合)  評価に対する対価に係るものを除き、評価機関とIT製品等の開発部門及び開発部門の属する法人との間で、評価活動に関する予算等の財政上の取引は一切存在しないことを実証できること。 |  |

※2 部門又は機関が属する法人とは、その法人のすべての部門、機関をいう。

３．評価活動と、IT製品等の開発部門への支援作業の関係及び影響

該当する確認結果にチェックを入れ、該当する場合は「事実関係に係る要求事項」の確認結果を詳細に記述する。なお、公平性及び独立性の実証については、ISO/IEC 17025 により、それらを満たす方針や手順の存在と実施証拠の提供が前提となる。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項及び要求事項 | 確認結果 |
| 【確認事項】  評価機関又は評価機関が属する法人が、PP又はTOEに係るSTや評価用提供物件の作成支援を行っていないこと。 | □ 行っていない。  □ 行っている。(以下に記載) |
| 【事実関係に係る要求事項】  (上記支援等を行っている場合)  PP又はSTや評価用提供物件の作成支援を行っている部門の人員、設備等が、評価作業に影響を与えないことを実証できること。 |  |
| 【確認事項】  評価機関は、PP又はTOEに係るSTや評価用提供物件の作成支援を行っている部門との間で、評価に関して営利的又は財政的その他の影響を及ぼし得る直接の管理者を共有していないこと。 | □ 共有していない。  □ 共有している。(以下に記載) |
| 【事実関係に係る要求事項】  (上記管理者を共有している場合)  評価機関とIT製品等の作成支援部門との間で、評価に関して営利的又は財政的その他の影響を管理者が及ぼさない公平性及び独立性を実証できること。 |  |